

色々知って、上手に利用する

マイナンバーカード

マイナンバーは、日本に住民票を有するすべての方(外国人の方も含む)が持つ12桁の番号です。平成28年に「公平・公正な社会の実現」「国民の利益の向上」「行政の効率化」を目的に導入されました。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。これまでも、例えば、福祉サービスや社会保険料の減免などの対象かどうかを確認するため、国の行政機関や地方公共団体などの間で情報のやりとりがありました。しかし、それぞれの機関内では、住民票コード、基礎年金番号、健康保険被保険者番号など、それぞれの番号で個人の情報を管理しているため、機関をまたいだ情報のやりとりでは、氏名、住所などでの個人の特定に時間と労力を費やしていました。マイナンバーの導入により、

社会保障、税、災害対策の3分野について、分野横断的に個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能になりました。また、行政手続に必要な添付書類が減るなど、市民の皆さんにとってのメリットも生まれました。

マイナンバーカード
マイナンバーカードは、住民の皆さんからの申請により無料で交付されるプラスチック製のカードです。カードの表面にはご本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されていますので、本人確認のための身分証明書として利用できます。



▲マイナンバーカード

マイポイント
始まります!



マイナンバー

また、カードの裏面にはマイナンバーが記載されていますので、社会保障・税・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できます。

マイポイント事業

今年の7月から新たに「マイポイント事業」が始まります。マイポイント事業とは、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とするもので、キャッシュレス決済事業者(決済事業者)を活用してチャージまたは買い物をするなどで**マイポイント**が付与される事業です。マイポイントはポイントの申込を行った決済サービスの利用(チャージまたは購入)額に応じて付与されます。還元率はチャージ額または

マイポイント取得までの手順

2020年												2021年		
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
手順①: マイポイント予約 (~2020年8月末)														
							手順②: マイポイント申込み (2020年7月~2021年3月末)							
							手順③: マイポイント取得 (2020年9月~2021年3月末)							

＜必要な行為＞
・マイナンバーカードの読み取り
・4桁の暗証番号の入力

＜必要な行為＞
・マイナンバーカードの読み取り
・4桁の暗証番号の入力
・利用したい決済サービスを選択
・決済サービスのID等を入力

＜必要な行為＞
・選択した決済サービスにより、チャージ等を実施
⇒当該決済サービスのポイント等として、マイポイントを取得

購入額の25%で、**1人当たり最大5000円分**となります。付与されたポイントを活用して、キャッシュレス決済サービスの登録事業者で物品等の購入をすることが出来ます。

マイポイント取得の前に

マイポイントを取得するためには、マイナンバーカードが必要です。既にマイナンバーカードを取得している方は、マイナンバーポイントの予約を行うことができますが、またマイナンバーを取得していない方は、マイナンバーカードを取得する必要があります。マイナンバーカードの申請から取得まで、少なくとも1カ月程度はかかります。今後、マイナンバーカードの申請が増え、取得までに時間を要すると、マイポイントの予約期限である8月末に間に合わない可能性があります。早めにマイナンバーカードを申請・取得して、マイポイントを有効活用してください。

マイポイント取得の流れ

- ①マイナンバーカードの取得申請
- ②交付窓口でマイナンバーカードを取得
- ③マイポイントの予約(マイキーIDの設定)

マイポイント事業の詳細は、こちらからご確認ください。



または、インターネットで「マイポイント事業」と検索して、ご確認ください。

- ④キャッシュレス決済サービスを選択(マイポイントの申込)
- ⑤選択した決済サービスへのチャージまたはそれを利用した物品等の購入
- ⑥マイポイントの付与

マイナンバーカードが保険証として利用できるようになります

事前登録を行うことにより、令和3年3月からマイナンバーカードが保険証として利用できるようになります。マイナンバーカードの保険証として利用することで、以下のようなメリットがあります。
この機会にマイナンバーカードの申請をしてみたいかがでしょうか。

POINT1
1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。

POINT2
2 医療保険の資格確認がスピーディ!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

POINT3
3 窓口への書類の持参が不要!

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。

POINT4
4 健康管理や医療の質が向上!

患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診療や服薬管理が可能となります。

POINT5
5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者等の事務処理のコスト削減につながります。

POINT6
6 マイナンバーカードで医療費控除も便利!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年秋頃予定)。確定申告でも、医療費情報取得し、医療機関等の領収書がなくても手続きができるようになります。

マイナンバーカードに関する窓口時間延長・日曜日開庁について

マイナンバーカード窓口時間の延長及び日曜日の開庁を行っています。
※新型コロナウイルス感染症予防対策を行っています。ご理解をお願いします。

- 時間延長 毎週木曜日 午後8時まで
 - 日曜日開庁 毎月第2日曜日 午前8時30分~午後5時15分
- ※日程が変更になる場合があります。
- 問合せ 市民生活課市民係 TEL72-1111(内線149)

